

# 憲法改正国民投票の流れ

詳しくは [総務省ホームページ](#) をご覧ください。



## 国会

### 憲法改正原案の発議

- 衆議院議員 100名以上の賛成
- 参議院議員 50名以上の賛成

### 衆参両議院にて憲法改正原案 可決

#### 先議の議院

原案の提出を受け、憲法審査会での審査・本会議における可決を経て、後議の議院へ送付します。

1. 憲法審査会(審)での審査  
※両議院憲法審査会の合同審査も可能です。  
審 憲法改正原案等を審査する常設機関

#### 2. 本会議での可決

- ※ 衆議院及び参議院本会議にて総議員の**3分の2以上**の賛成で可決。

#### 後議の議院

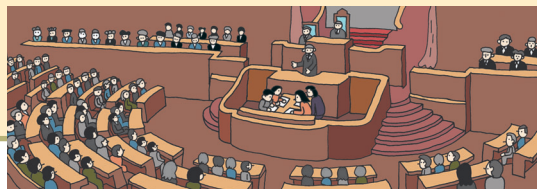
憲法審査会での審査を経て、本会議にて可決。

### 憲法改正の発議

- 国民に憲法改正案の提案がされる  
※内容において関連する事項ごとに区分して発議されます。

### 国民投票期日の決定

- 憲法改正の発議後**60日から180日以内**  
※具体的な期日は、国会にて議決されます。



## 広報周知 国民投票運動

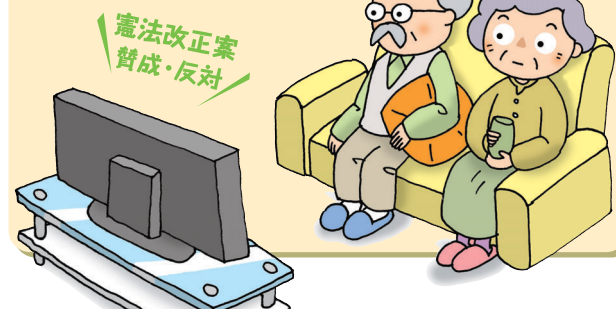
### 広報周知

- 国民投票広報協議会の設置  
各議院の議員から委員を10人ずつ選任  
憲法改正案の内容や賛成意見及び反対意見などを掲載した国民投票広報の原稿や、投票記載所に掲示する憲法改正案要旨を作成するほか、テレビやラジオ、新聞などで憲法改正案等の広報を行います。

- 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会  
国民投票の方法や国民投票運動の規制、そのほか国民投票の手続きに関して必要な事項を国民に周知します。

### 国民投票運動

憲法改正案に対し、賛成又は反対の投票をするよう、又はしないよう勧誘することを「国民投票運動」といいます。国民投票においては、投票が公正に行われるための必要最小限の規制が定められています。また、国民投票運動は、表現の自由等と密接に関連するため、国民投票運動に関する規制や罰則の適用は、これらの自由を不当に侵害することがないように留意することとされています。



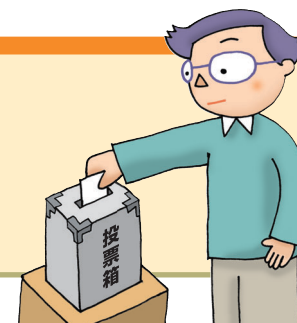
## 投票

### 投票

- 投票方法  
投票は、**憲法改正案ごとに一人一票**となります。投票用紙に記載された賛成又は反対の文字を○の記号で囲み、投票所の投票箱に投函します。  
また、投票に当たっては、期日前投票(投票期日前14日から)や不在者投票、在外投票などが認められています。

#### ● 投票用紙

記載欄		裏	表
反 対	賛 成	一 憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。 二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。 三 ○の記号以外は何も書かないこと。	日本国憲法改正国民投票 都(道府県)(市)(区)(町)(村) 選挙管理委員会 印



## 開票

### 国民投票の効果

憲法改正が国民に承認されるのは  
賛成投票の数が投票総数\*の  
**2分の1を超えた場合**  
\*賛成投票数と反対投票数の合計数

#### 憲法改正の公布の手続き

内閣総理大臣は、直ちに憲法改正の公布のための手続きをとります。

投票結果は、官報で告示されます

